

「支援機関のデジタル人材育成支援事業」企画提案書募集要項

1 事業名

支援機関のデジタル人材育成支援事業

2 事業目的

県内の中小企業を支援する支援機関を対象とした研修や支援者育成プログラムを行うことで、中小企業のデジタル化・DXを推進することのできる支援機関内のデジタル人材を育成し、本事業で育成された支援機関内のデジタル人材が、県内中小企業のDX支援を担っていくことを目指す。

※支援機関：商工会議所・商工会、士業（行政書士・社会保険労務士・税理士等）、金融機関（信用金庫等）など日頃から中小企業の経営支援を実施している機関

3 委託業務内容

別添 仕様書のとおり

4 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に登録されている法人又は法人以外の団体であること。
- (3) 企画提案書の受付期間において、愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 応募期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月12日（木）午後3時まで

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 契約金額限度額
12,779,637円（消費税及び地方消費税込み）以内とする。
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10の額
ただし、同財務規則第129条の3に該当する場合は、全部又は一部を免除
- (4) 契約期間
契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- (5) 委託費の支払
精算払い

(6) 支払額の確定方法

事業終了後、実績報告書に基づき県が確認を行い、支払額を確定する。支払額は契約金額の範囲内であって、支出を要したと認められる費用の合計となる。そのため、本事業に係るすべての経費にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を整備しておく必要がある。

(7) その他

企画提案に基づく経費積算金額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、積算金額と同じになるとは限らない。

7 事業説明会の開催

以下のとおり事業説明会を開催する。なお、出席者は1法人（団体）2名以内とする。
※説明会への参加は必須ではないが、可能な限り参加すること。

(1) 日時

令和8年2月27日（金） 午後2時00分から午後2時30分まで

(2) 場所

オンライン（Microsoft Teams）※URLは後日、電子メールでお知らせします。

(3) 申込方法

以下を記載した電子メールを令和8年2月26日（木）午後3時までに送信すること。

件名：「支援機関のデジタル人材育成支援事業説明会申込み」

本文：①貴社（団体）名 ②参加者氏名【全員分】

③メールアドレス【全員分】 ④連絡先（電話番号）【代表者のみ】

送信先：jinzai@pref.aichi.lg.jp

持ち物：募集要項及び仕様書等は各自でご用意ください。

8 応募方法等

(1) 企画提案書に対する質問（※令和8年3月2日（月）まで受け付けます。）

産業人材育成課宛（jinzai@pref.aichi.lg.jp）に電子メールで送付すること。その際、件名は「支援機関のデジタル人材育成支援事業企画提案に対する質問」とすること。

質問への回答は、3月5日（木）までに、愛知県労働局産業人材育成課のWebページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/>）に掲載します。

(2) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る）により提出してください。

ア 提出書類

- ・企画提案書（様式1）※本文は12ページ以内で作成すること。
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）
※申告内容に応じ、必要となる添付書類の写しを添付
- ・経費積算書（税込表記）
- ・会社パンフレット等事業者の概要がわかる資料（簡素なもので）
- ・納税証明書（国税・県税）

イ 提出部数

様式1、経費積算書、事業者の概要がわかる資料は8部（正本1部、副本7部）

様式2は1部（正本に添付）

ウ 提出仕様

A4版 縦置き横書き左綴じ（A3版を使用する時は3つ折りにすること）

エ 提出期限

令和8年3月12日(木) 午後3時(必着)

オ 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・企画提案は1事業者1案とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・事業実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議、調整のうえ、変更することがあります。
- ・その他詳細については、県と打合せの上、行うものとします。

カ 情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書については、次のとおり取り扱う。

- ・採用となった企画提案書については、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。
- ・不採用となった企画提案書については、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、愛知県が対応について判断する。

キ 提出先

愛知県 労働局 産業人材育成課 人材育成グループ(担当:鈴木)
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階
電話 052-954-6365(ダイヤルイン)

9 選定数

1者

10 選定方法(予定)

(1) 審査方法等

提出された企画提案書が3案を超える場合は、書面審査により3案を選定し、県が設置する選定委員会において、面接審査を行い選定します。

提出された企画提案が3案以下の場合は、すべての企画提案について審査を行い選定します。また、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 日時

令和8年3月中下旬 ※日時は別途通知します。

イ 会場

愛知県庁内会議室

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者15分程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行います。審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問合せ及び異議申立てには応じません。

※ 別資料の持ち込み、プロジェクタ、モニター等の使用は不可とします。

(2) 審査基準

選定委員会で主に以下の項目について、評価し、総合的な審査を行います。

ア 企画提案能力

- ・本事業全体の取組方針(基本的な考え方、目標、アピールポイント等)は適切か。
- ・研修の内容は、事業趣旨に合った適切なものとなっているか。また、参加意欲を向上させるような工夫がなされているか。

- ・支援機関の現状・ニーズに応じた研修内容の企画が期待できるか。
- ・研修の講師候補者は、研修の目的を達成するための十分な知見、能力、経験を有しているか。
- ・プログラムに派遣する講師候補者は、プログラムの目的を達成するための十分な知見、能力、経験を有しているか。
- ・支援機関のニーズに応じた伴走支援の実施が期待できるか。
- ・事業の周知方法は、具体的で、より多くの参加が期待できる内容となっているか。

イ 業務遂行能力

- ・業務実施体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明らかにされ、相応の能力を有する職員が適正に配置されるなど、本事業の成果をあげるのに十分な体制が構築されているか。
- ・事業進行スケジュールは、実行可能なスケジュールになっているか。
- ・類似事業の十分な実績があるか。

ウ 経費見積もり、追加提案の妥当性

- ・事業費積算は適正に見積もられているか。
- ・その他に本事業の実施にあたり有益と思われる追加提案があるか。

エ 社会的価値の実現に資する取組（取組の有無）

(3) 選定結果

全応募者に対して書面で通知する。

11 契約

選定委員会において第1位の企画提案者に選考された応募者と協議、調整のうえ、契約を締結する。なお、協議等が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

12 スケジュール（予定）

令和8年2月25日（水）	募集開始
令和8年2月27日（金）	事業説明会
令和8年3月 2日（月）	質問受付締切
令和8年3月12日（木）	企画提案書の提出期限
令和8年3月中下旬	選定委員会
令和8年3月末	委託先の決定
令和8年4月	契約、事業開始
令和9年3月26日（金）	事業完了

13 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (3) 採用された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。

- (4) 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立及び地域未来交付金の交付決定を条件とする。

14 問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階
愛知県 労働局 産業人材育成課 人材育成グループ（担当：鈴木）
電 話 052-954-6365（ダイヤルイン）
電子メール jinzai@pref.aichi.lg.jp